

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法	法令番号	昭和53年法律第36号		
手続名	総会の議決、選挙及び当選の取消し	根拠条項	第115条第1項		
処分基準	第115条第1項の規定による総会の議決等の取消しに係る処分の基準は、同項の規定のとおりとする。				
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 生産者支援課	交付機関 生産者支援課	目次No.